

道路編

(道路・公園・駐車場・駐輪場)

福岡県 安全・安心まちづくり条例に基づく 防犯環境指針



安全・安心まちづくり条例に基づく防犯環境指針とは

福岡県では、県民に身近な犯罪を減らし、安全で安心して暮らせる地域社会づくりを進めるため、多くの犯罪が発生している施設^(※1)に着目し、犯罪の防止のための具体的手法を示した「防犯環境指針」を策定しました。

この道路編(犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針)は、条例第15条第2項の規定に基づき、道路、公園、駐車場、駐輪場について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する具体的方策を示すことにより、道路等における犯罪の防止を図ることを目的としています。

※1 多くの犯罪が発生している施設 学校・通学路、道路・公園・駐車場、住宅、商業施設で、犯罪の3/4が発生しています。

基本的な考え方

道路、公園、駐車場、駐輪場における犯罪を防止するため、施設の設置者、管理者は、犯罪の発生状況、施設の利用状況、住民の要望等を考慮し、次の3つの基本原則に基づき防犯性の向上に配慮して施設の計画、設備、整備を行うものとします。

1 周囲からの見通しの確保 (監視性の確保)

多くの人の目(視線)を自然な形で確保することにより、犯罪企図者^(※2)が近づきにくい環境を確保する。

2 まちに対する住民等の帰属意識・ 共同意識の向上(領域性の強化)

住民等が「我々のまち」であるという帰属意識を高め、良好なコミュニティを形成し、施設等の維持管理や防犯活動を活発にすることにより、犯罪が起きにくい領域を確保する。

3 犯罪企図者の接近の抑止 (接近の制御)

犯罪企図者が被害対象者や対象物に接近することを防げる歩車道の分離や駐車場にゲートを設置すること等により、犯罪の機会を減少させる。

※2 犯罪企図者 犯罪を行おうとする者をいう。

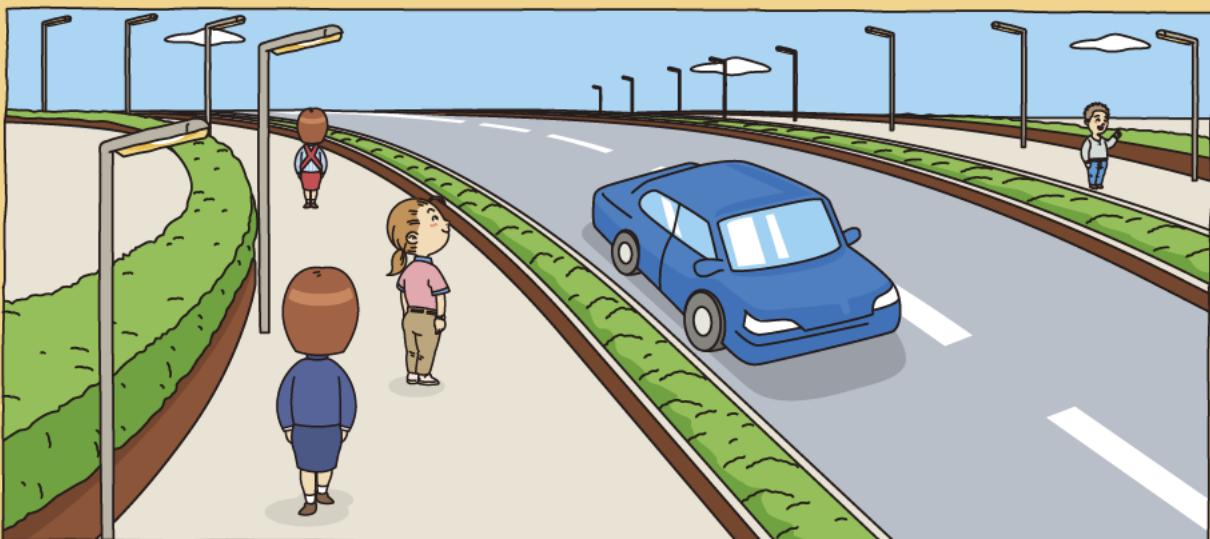
指針の対象

この指針は、県民が日常的に利用する道路、公園、駐車場、駐輪場を対象とし、新設する場合のほか、既存施設を改修する場合も含みます。

指針の主な内容

- | | |
|----------|----------------------------------|
| ・道路 | 構造、設備等に関する具体的手法 |
| ・公園 | 構造、設備等に関する具体的手法、維持管理に関する地域住民との連携 |
| ・駐車場・駐輪場 | 構造、設備等に関する具体的手法、利用者に対する注意喚起 |

道路の構造・設備等



照明設備

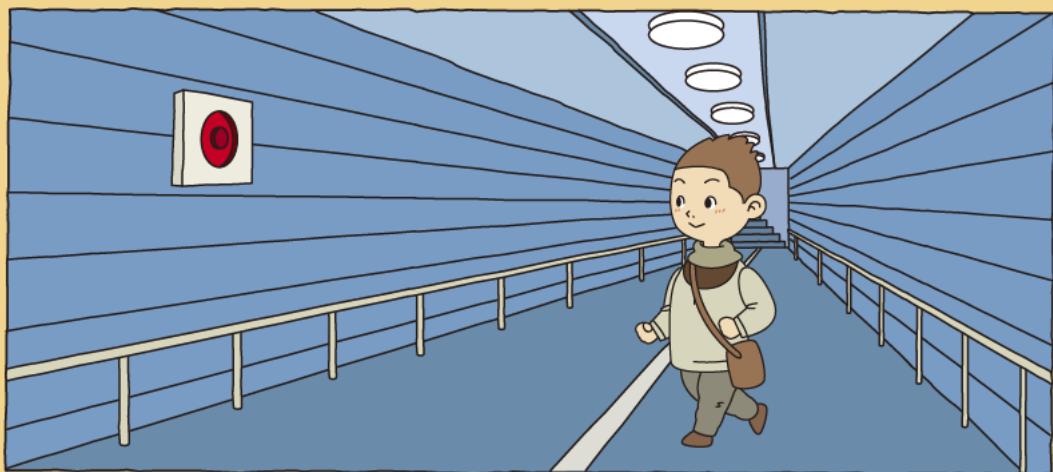
- 周辺の状況、利用形態等を勘案するとともに、周辺の光害にも注意しつつ、おおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

歩車道の分離

- 道路の構造、周辺の状況、利用形態等を勘案して、柵、植栽、縁石等により、分離する。

工作物

- 植栽、歩道柵、道路標識、看板等の工作物の設置に当たっては、通行人及び周辺住民からの見通しを確保する。(道路空間に潤いを与えるなどの効果を有するので、必要以上に伐採、せん定しないように留意する。)



地下道

- 外部からの見通しの悪い地下道は、通行人の安全確保のため必要な照度を確保し、防犯ベル等の防犯設備を設置する。
- 地域住民等と連携し、緊急通報訓練等を通じて照明や防犯ベル等の定期的な点検・整備を行う。

公園

配置

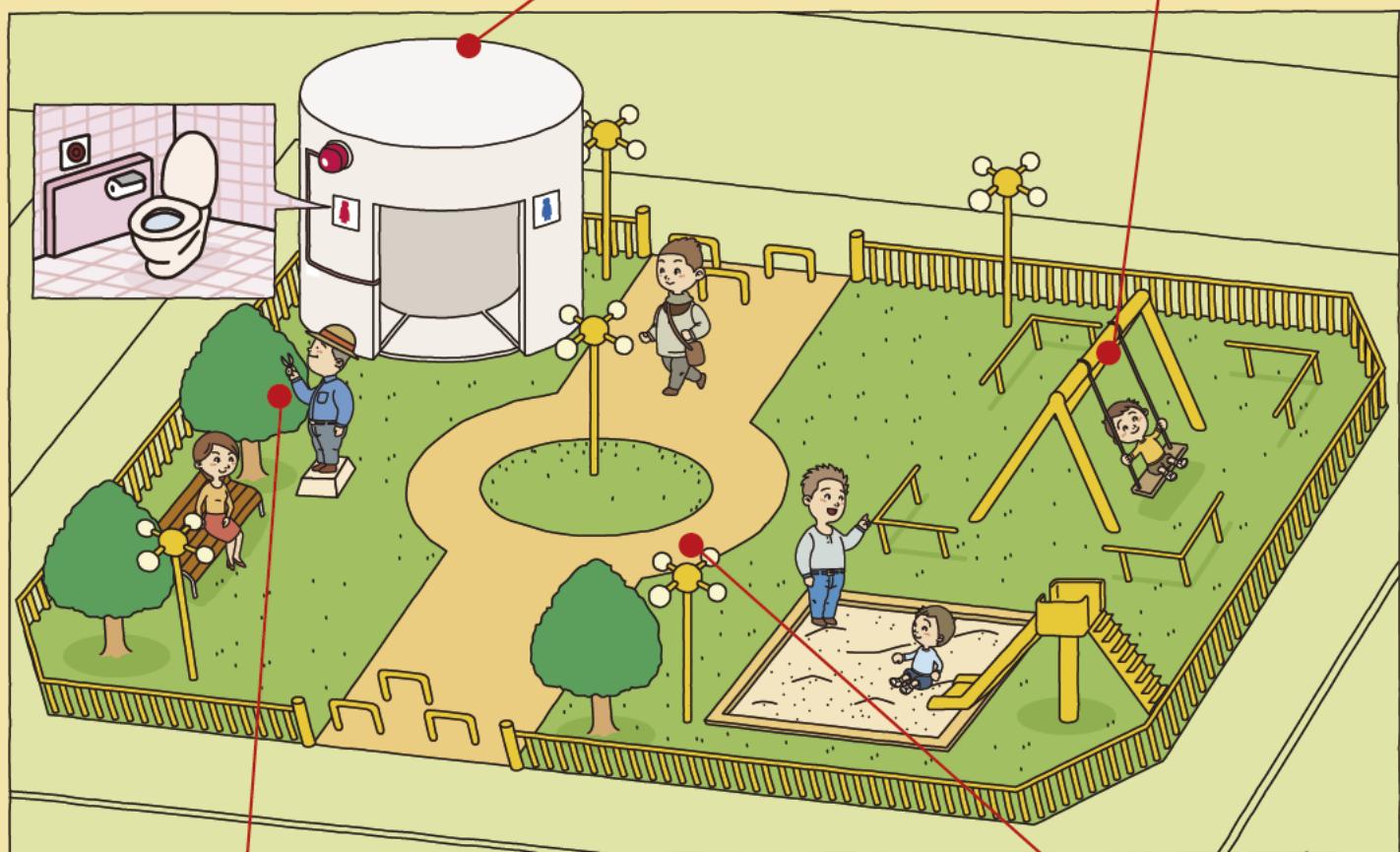
- 公園を新設する場合は、住宅及び道路等からの見通しが確保できる位置に配置することが望ましい。

公衆便所

- 周囲からの見通しが確保できる位置に配置する。
- 夜間に利用できる公衆便所は、おおむね50ルクス以上の平均水平面照度を確保する。
- 必要に応じて、防犯ベル、回転灯を設置する。

遊具等

- 周囲からの見通しが出来る位置に配置する。



植栽

- 見通しが確保されるよう、樹種の選定、適正な配置、定期的なせん定等を行う。

地域住民との連携

- 住民参加による維持管理などにより住民が関心を持つ公園にする。
- 地域住民の協力により、「子ども110番の家」など避難・通報場所を近隣に確保する。

照明設備

- おおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。
- 汚損などによる照度の低下がないよう、適宜点検する。

防犯設備

- 監視の行き届かない場所には、緊急通報装置、防犯カメラ等の防犯設備を必要に応じて設置する。
- 防犯設備の定期的点検を行う。

駐車場・駐輪場

配置

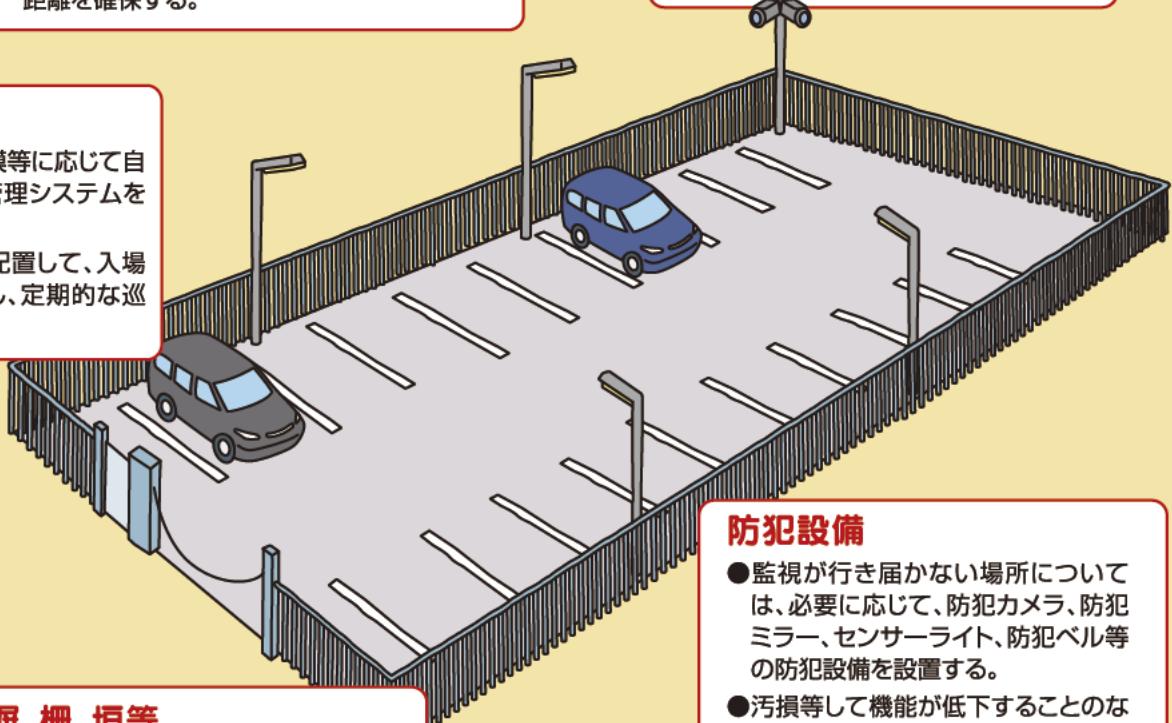
- 道路又は周囲からの見通しが確保できる位置に配置する。
- 屋根を設置する場合は、隣接する建物への侵入の足場にならないよう、窓及びベランダまでの距離を確保する。

照明設備

- おおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。
- 汚損等して照度が低下することのないよう、適宜点検する。

出入口等

- 施設の規模等に応じて自動ゲート管理システムを設置する。
- 管理人を配置して、入場者を管理し、定期的な巡回を行う。



塀、柵、垣等

- 容易に侵入できない構造の塀、柵、垣等を設置する。
- 外部からの見通しを確保する。
- 隣接する建物への侵入の足場にならないよう配慮する。

防犯設備

- 監視が行き届かない場所については、必要に応じて、防犯カメラ、防犯ミラー、センサーライト、防犯ベル等の防犯設備を設置する。
- 汚損等して機能が低下することのないよう、適宜点検する。

利用者への注意喚起

- 利用者等に対して、車両等の施錠、車内における貴重品の放置防止等の注意喚起を行う。
- 出入口に防犯設備を設置していることを表示する。

チェーン用バーラック等

- 駐輪場では、チェーン用バーラック、サイクルラック等の自転車を固定する装置を設置する。



(チェーン用バーラック)



(サイクルラック)

**福岡県安全・安心まちづくり条例に
基づく防犯環境指針
(道路編)**

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
TEL 直通:092-643-3124

安全・安心まちづくりHPでご覧いただけます
<http://www.anzen-fukuoka.jp>